

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第119号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

保健所に次の職員を置く。

所長

次長

課長 2人

その他の職員 若干人

第2条第2項中「保健係長、普及係長及び指導係長」を「成人保健・医療係長及び母子・精神保健係長」に、「環境衛生係長」を「生活衛生係長」に改め、同条に次の1項を加える。

6 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第6条健康づくり推進課の項第18号中「老人保健法による」を削り、同条衛生課の項中「衛生課」を「衛生課」に改め、同項第1号中「火葬場」の右に「、温泉」を加え、「及び化製場等」を「、化製場等並びに毒劇物販売業者及び医薬品販売業者（一般販売業（卸売一般販売業を除く。）及び特例販売業の許可を受けたものに限る。）」に改め、同項第2号中「墓地、埋葬等に関する法律」の右に「、温泉法」を加え、「及び化製場等に関する法律」を「、化製場等に関する法律、毒物及び劇物取締法及び薬事法」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号及び第24号を削る。

第7条第3項を次のように改める。

3 支所に次の職員を置く。

支所長

担当係長 若干人

その他の職員 若干人

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)